

令和7年度盛岡市中央公民館 市民企画講座公募事業 実施要項

1 目 的

市民が公民館において自主的に企画・運営を行う事業を公募し、公民館の周知と有効活用、公民館に馴染みのない世代やグループの利用促進を目的に、市民の柔軟な発想や創意工夫を活かした提案を掘り起こし、事業実施のための支援を行う。

2 応募資格

- (1) 盛岡市民又は市内の NPO、町内会、ボランティア等の団体であること。
- (2) 代表者が 18 歳未満の場合、18 歳以上の代表者 1 名を含めること。

3 提案内容

地域社会や現代社会の課題に対する講座やイベント、先駆的・実験的な芸術・文化イベント、市民の生涯学習(生きがいづくり)の推進に関連する企画を対象とし、市への文化・社会貢献、地域課題の共有、地域資源・文化の発信につながる内容を募集する。

4 募集期間

令和7年9月1日(月)～9月30日(火) (最終日17時必着)

5 事業実施期間

令和8年1月4日(日)～3月15日(日) (休館日を除く)

※広報12月1日号原稿〆切が10月30日(木)、12月15日号原稿〆切が11月17日(月)

1案件の実施日数は、設営・撤収含みで原則1～7日間までとし、利用時間は9時～17時までとする。ただし、実施数等により調整する。

講座として開催する場合、1講座あたりの開催は4回以内とする。

6 実施条件

- (1) 政治、宗教、営利活動が目的の企画は対象外とする。
- (2) 実施形態は中央公民館(盛岡市教育委員会)との共催とし、中央公民館にて実施する。
- (3) チラシの作成、事業の運営、資料作成、当日の司会進行は提案者が行う。
- (4) 運営に当たり他者の著作権を侵害することのないよう注意する。
- (5) 運営(設営・撤収・受付)に必要な人員は提案者が手配する。**
- (6) 講師は企画者本人や企画団体構成員以外とする。また、日常の団体活動で依頼している講師以外とする。**
- (7) 事業終了後、事業収支報告書を提出する。

7 支援内容

- (1) 広報もりおか、市ホームページへの掲載、募集チラシの配布等、事業の周知。
 - (2) 事業実施にかかる費用(講師等謝金、会場、使用備品)の負担。ただし、1事業あたり30,000円を限度とし、市の講師謝金基準により支出する。
- ※講師の旅費、送迎などの諸費用は提案者の負担とする。

8 周知方法

- (1) 広報もりおか(9月1日号)へ掲載依頼する。
- (2) 各公民館等へチラシの配布等で周知する。
- (3) 広聴広報課を通じ、地元報道機関へ記事の掲載や放送を依頼する。
- (4) 全庁掲示板にて、庁内周知する。

9 応募方法

別紙事業実施計画書、事業収支計画書及び参考資料(団体の場合は活動内容がわかる資料、個人の場合は活動実績があれば資料)を、中央公民館へ郵送、FAXまたは窓口持参のいずれかで提出する。

10 審 査

(1) 審査方法

計画書をもとに中央公民館職員が審査を行う。必要に応じ聞き取りを行う。

(2) 選考基準

「公益性」(市への文化・社会貢献)

「地域性」(地域課題の共有、地域資源・文化の発信)

「話題性」(先進性、独自性、ジャンルや組織を超えた協調性)

「発展性」(館利用者の開拓、才能の発掘と育成)

(3) 審査結果は 10 月上旬を目処に提案者へ連絡する。

11 そ の 他

・採択された企画は市ホームページ、広報紙で告知する。